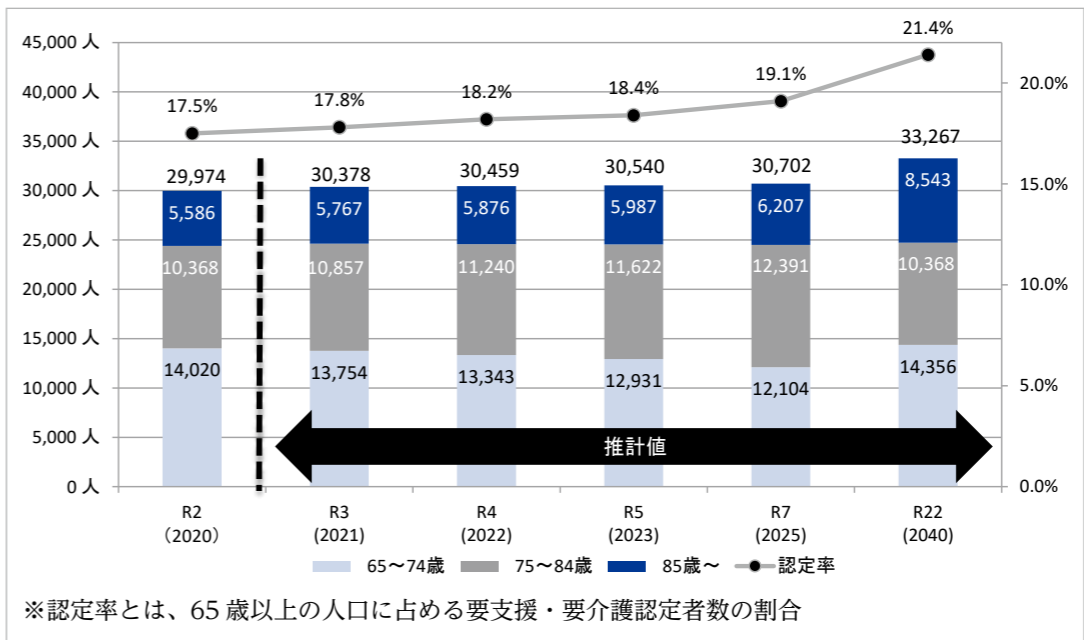


第8期介護保険事業計画がスタート

進展する超高齢社会。住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指し、市では計画的な介護保険事業に取り組んでいきます。本年度からスタートする第8期介護保険事業計画に掲げる将来像と介護保険料額等についてお知らせします。

【図1】 高齢者と認定率の推移・推計



※認定率とは、65歳以上の人口に占める要支援・要介護認定者数の割合

市が目指す2025年および2040年の将来像

- 高齢者が、健康長寿に向けて介護予防・健康づくりの必要性を感じ、積極的に活動をしている
- 高齢者が、地域の中で自分の有する能力を發揮して、役割をもって活動をしている
- 高齢者が、地域のつながりの中で世代を超えて支え合うことで、自立した生活をおくることができている
- 高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域や望む場所で安心して生活できるよう、医療・介護における必要なサービスの提供が受けられている
- 高齢者が、自分の意志で選択ができ、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができている



将来像実現に向けた市の主な取り組み

- 高齢者の社会参加の推進
- 高齢者虐待や消費者被害の防止など高齢者の権利擁護の推進
- フレイル対策および認知症施策の推進

さらなる高齢化に備えて

団塊の世代が75歳以上となる2025年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。安曇野市の認定率は、2025年には19.1%、さらに2040年には21.4%（図1）となる見込みです。

市ではこれらを見据え、令和3年度から3年間の第8期介護保険事業計画期間に、「市が目指す2025年および2040年の将来像」（上記）実現に向けた取り組みを市民の皆さんとともに進めます。



【表1】 介護保険料段階別金額（令和3年度）

所得段階	対象になる人	計算方法	年間保険料	
1	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税	生活保護の受給者（※市民税課税の場合あり） 老齢福祉年金の受給者 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.3	20,880円
2		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 × 0.5	34,800円
3		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.7	48,720円
4	世帯に市民税課税の人がいる	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.9	62,640円
5		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 (5,800円 × 12カ月)	69,600円
6	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	83,520円
7		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	90,480円
8		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	104,400円
9		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.7	118,320円
10		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.8	125,280円
11		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額 × 1.9	132,240円
追加12	前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額 × 2.0	139,200円	

介護保険料基準額 月額5800円

第8期計画の策定に伴い、本年度の介護保険料を改定しました。令和3年度から3年間に必要となる介護サービス費用の見込みに基づき、65歳以上の介護保険料基準額は、月額5800円となります。また、所得段階に第12段階を追加しました（表1）。さらに、前計画期間から引き続き所得段階1から3に公費を投入し、介護保険料の引き下げを行っています。

所得段階を基に算定を行った本年度の介護保険料は、納付書または口座振替で納付している人には「介護保険料納入通知書」を、年金からの天引きで納付している人には、「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬から順次送ります。

介護保険負担割合証の発送

介護保険サービス利用時に負担いただく利用者負担割合は、所得に応じて決まります。要介護（支援）認定を受けている人に、8月1日から令和4年7月31日までの1年間の負担割合を記載した「介護保

【表2】 8月からの月額利用者負担上限額

7月までの利用者負担上限額（月額）	
現役並み所得相当	44,400円（世帯）

8月からの利用者負担上限額（月額）	
現役並み所得相当	利用者負担上限額（月額）
年収約1,160万円以上	140,100円（世帯）
年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円（世帯）
年収約383万円以上約770万円未満	44,400円（世帯）

険負担割合証（ピンク色）を、7月中旬に郵送します。介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護保険サービス利用時には、サービス事業者へ提示をお願いします。

**高額介護サービス費
上限額が変わります**

高齢介護サービス費の利用者負担上限額「現役並み所得相当」が細分化され、上限額が変わります（表2）。介護保険では、1カ月ごとの介護サービス費が自己負担

額を超えた場合、高額介護サービス費として払い戻されます。

**特定入所者介護（予防）
サービス費が見直されます**

介護施設への入所者またはショートステイ利用者で、一定の要件を満たす人は食費や居住費の軽減を受けることができます。

8月から、この受給要件や食費の基準額等の一部が変更となります。

現在、この制度を受けている皆さんには、6月中に変更点を記した更新案内を発送する予定です。受給要件等を確認し、申請してください。

ご不明な点は問い合わせいただくか、市HPで詳細をご確認ください。

介護保険課
☎71・2472 ID66302

